



平成 29 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 那 須 電 機 鉄 工 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 那 須 幹 生
(コード番号 5922 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 企 画 室 長 高 橋 昌 裕
電 話 番 号 03-3351-6131

単元株式数の変更、株式の併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 24 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 95 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月までに国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を 100 株に変更することといたします。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2. 株式併合」および「3. 定款一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとする水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、当社株式について 10 株を 1 株にする株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたします。

なお、発行可能株式総数については、株式の併合割合に応じて、現行の 48,000,000 株から 4,800,000 株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主様の所有株式について、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合後の発行可能株式総数 4,800,000 株（併合前 48,000,000 株）

④ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日）	12,000,000 株
株式併合により減少する株式数	10,800,000 株
株式併合後の発行済株式総数	1,200,000 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤ 併合により減少する株主数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10 株未満	83 名（5.4%）	104 株（0.0%）
10 株以上	1,443 名（94.6%）	11,999,896 株（100.0%）
合計	1,526 名（100.0%）	12,000,000 株（100.0%）

（注）10 株未満のみご所有の株主様は、株式併合により当社株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条および第 235 条の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および後記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の目的

前記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するために現行定款第 7 条（単元株式数）を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生する旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものとした

します。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4 千 8 百万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,800,000株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> <u>株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> <u>株</u> とする。
(新 設)	<u>附 則 第 5 条および第 7 条の変更</u> <u>は、平成29 年10月 1 日をもって</u> <u>効力が発生するものとする。な</u> <u>お、本附則は効力発生日をもっ</u> <u>て削除する。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、前記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日 程

取締役会決議日	平成29年5月24日
定時株主総会決議日	平成29年6月29日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きとの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】 単元株式数変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】 単元株式数変更および株式併合に関するQ & A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数（売買単位）を1,000株から100株に変更いたします。

Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか？

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に統一することを目指しております。

当社といたしましては、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式の投資単位について、全国証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）とするとともに、中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

ご所有株式数および議決権数は、単元株式数変更および株式併合の効力発生日の前後で、具体的には以下のとおり増減します。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000株	5個	500株	5個	なし
例②	1,203株	1個	120株	1個	0.3株
例③	296株	なし	29株	なし	0.6株
例④	8株	なし	なし	なし	0.8株

- ・例①に該当する株主様は、特段のお手続きは不要です。
- ・例②、例③、例④で発生する端数株式の取扱いにつきましては、Q 5をご参照願います。
- ・効力発生前のご所有株式数が10株未満（例④のような場合）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、株主としての地位は失われます。なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお

取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 併合後の 1 株に満たない端数株式はどうなりますか。

会社法の定めに基づき、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りまたは単元未満株式の買増の制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きに関しましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までお問い合わせください。

当社よりお支払いする金額およびお手続きにつきましては、平成 29 年 12 月上旬にご案内することを予定しております。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 になりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式 1 株あたりの資産価値は 10 倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の 10 倍となります。

Q 7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取配当金への影響はありますか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 になりますが、株式併合の効力発生後は、併合比率（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しています。

平成 29 年	6 月	29 日	定時株主総会決議日
平成 29 年	9 月	27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年	10 月	1 日	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成 29 年	10 月	下旬	株式割当通知の発送
平成 29 年	12 月	月上旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

Q 9. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

特に必要なお手続きはございません。

なお、上記 Q 5 に記載のとおり、10 株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が 10 株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。

Q10. 株式併合後も単元未満株式の買取りや買増しをしてもらえますか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取り制度または買増制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までご連絡ください。

※【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間 平日 9:00～17:00

以 上